○国土交通省告示第二十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十五年十二月十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月十四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5065号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	ＴＫ―200Ａ型	高階救命器具株式会社	覆布の仕様を追加

○環境省告示第一号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十四条第一項の規定に基づき、対策地域内廃棄物処理計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十三条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年一月十四日　　環境大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

１．はじめに

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号。以下「特措法」という。)については、平成23年８月30日に公布され、同日にその一部が施行された。その後、特措法第７条第１項の規定に基づく基本方針（以下「基本方針」という。)が同年11月11日に閣議決定された。また、特措法第11条第１項に基づき、同年12月28日、汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定する件（環境省告示第106号）により「汚染廃棄物対策地域」(以下「対策地域」という。)が指定された。これらに加え、特措法に基づく政省令等の整備等の施行準備を経て、特措法は、平成24年１月１日に全面施行された。

本計画は、基本方針に示された考え方等を踏まえ、特措法第13条第１項に規定する対策地域内廃棄物のうち、現に相当量の処理が必要となっている災害廃棄物及び除染特別地域における土壌等の除染等の措置の実施に伴い生じる廃棄物（以下「除染廃棄物」という。)について、その適正な処理の実施に関し必要な事項等を定めるものである。

当初の計画は、津波被害による災害廃棄物を主な対象と想定して、平成24年６月11日に策定し、これに基づく仮置場の整備や仮置場への廃棄物の搬入を進めてきた。

これらの処理の進捗を踏まえて、対策地域内廃棄物の量の見込みや本計画の目標について見直す必要が生じており、また、対策地域内の全ての市町村において避難指示区域の見直しが完了したことも踏まえて、本計画について所要の見直しを行った。

２．対策地域内廃棄物の量及び処理量の見込み

⑴　災害廃棄物等の量及び処理量の見込み

対策地域内における災害廃棄物の推定量について、これまでの処理の実績等も勘案して、沿岸部の津波被災地域における津波により生じた災害廃棄物の量を見直すとともに、津波被災地域以外の地域において発生する災害廃棄物の量を加えるなど、当初計画で見込んでいた推定量の見直しを行った。

加えて、避難指示区域の見直しに伴い、家の片付け等の際にごみが相当量発生することが見込まれることが明らかになったため、収集実績等も踏まえてその推定量を見込んでいる。

別紙１に、これらの災害廃棄物等の推定量を示す。これらの推定量については、各市町村における仮置場や処理施設の規模等に関わることから、それぞれの処理の進捗に応じて継続的に精査を行うものとする。

なお、帰還困難区域の災害廃棄物等の量は、今後、帰還困難区域における処理方針を踏まえて推定することとし、今回の推定量には含めていない。

⑵　除染廃棄物の量及び処理量の見込み

平成25年10月末現在、除染廃棄物の発生した量は、合計で約36万立方メートルである。除染廃棄物の量については、除染を実施する場所や地域の実績､時期等により大きく変化することから、除染の進捗に応じて精査することとする。

３．対策地域内廃棄物処理計画の目標

⑴　災害廃棄物等

災害廃棄物等については、早急な処理が重要であるが、とりわけ避難されている方々の円滑な帰還を積極的に推進する観点から、避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標として進めていく。具体的には、帰還する地域周辺の災害廃棄物、帰還の準備に伴って生じる家の片付けごみ、特に緊急性の高い被災家屋の解体に伴う廃棄物等を優先して、速やかな撤去を計画的に進める。それらの帰還の妨げとなる廃棄物は、仮置場の確保の状況に応じて、別紙２に示す時期までに、撤去し、仮置場への搬入を完了することを目標とする。

仮置場への搬入後の避難指示解除準備区域及び居住制限区域における災害廃棄物等の処理の完了は、災害廃棄物等の量や発生の時期、可燃物の処理施設（仮設焼却炉等）の立地場所の確保の状況等に大きく依存することから、それらの状況を踏まえて各市町村と随時調整を行い、処理のスケジュールを設定する。

なお、帰還困難区域に分布している災害廃棄物等については、廃棄物処理に従事する作業者の安全確保等の点に鑑み、当該地域における今後の線量低減の見通しを見極めつつ、処理方針について検討する。

⑵　除染廃棄物

除染廃棄物については、仮置場等において一時的に保管し、可能な限り減容化を図りつつ、適切に処理することとする。

なお、帰還困難区域については、除染モデル実証事業の結果、復興計画の絵姿、線量の程度等を踏まえた対応を検討することとしており、その結果を踏まえて処理方針について検討する。

４．対策地域内廃棄物処理計画の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項

⑴　災害廃棄物等

①　仮置場の設置

ア　災害廃棄物等の発生場所の近傍に、災害廃棄物等を選別し、中間処理するための仮置場を設けることとする。

イ　仮置場の設置については、地域住民の方々の御理解を得ることが必要である。このため、地元自治体と緊密に連携しつつ、その設置場所の確保に向けて調整を進める。

ウ　仮置場の設置にあたっては、必要な土地の造成工事等を行う。

②　仮置場への廃棄物の収集及び運搬

ア　仮置場の設置が完了した地域から、当該仮置場への災害廃棄物等の収集及び運搬を開始する。

イ　収集及び運搬については、可能な限り分別を行った上で、当該仮置場へと搬入する。

ウ　危険物、ＰＣＢ廃棄物、石綿含有廃棄物等については、他の廃棄物と区別し、適切に収集及び運搬する。

③　仮置場における廃棄物の選別

ア　当該仮置場に搬入した災害廃棄物等については、焼却、破砕等の中間処理を円滑に行うため、仮置場において、重機等による粗選別を実施し、可燃物、金属くず、コンクリートくず等に分別する。

イ　危険物、ＰＣＢ廃棄物、石綿含有廃棄物等については、他の廃棄物と区別し、適切に保管する。